

議員提出議案第4号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年3月25日提出

南相馬市議会議長 平田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	渡部 一夫
賛成者	南相馬市議会議員	門馬 和夫
〃	〃	山田 雅彦
〃	〃	鈴木 昌一
〃	〃	渡部 寛一

南相馬市条例第 号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例

南相馬市議会委員会条例（平成18年南相馬市条例第241号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線又は太線で表示された部分（以下「改正部分」という。）を改正後の欄の改正部分に改める。

改正後	改正前
<p>（出席説明の要求）</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他<u>法律に基づく</u>委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>（出席説明の要求）</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他<u>法令又は条例に基づく</u>委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

議員提出議案第5号

汚染米の原因究明を政府が責任をもって解明することを
求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2
項の規定により提出します。

平成27年3月25日提出

南相馬市議会議長 平田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	水 井 清 光
賛成者	南相馬市議会議員	今 村 裕
〃	〃	渡 部 一 夫
〃	〃	太 田 淳 一
〃	〃	渡 部 寛 一

汚染米の原因究明を政府が責任をもって解明すること
を求める意見書（案）

南相馬市の稲作農家は、平成27年度から旧警戒区域を除く水田での米の作付再開が指示されていますが、いまだに農地除染は終了しておらず、平成25年度に試験栽培で生産された米から基準値を超える汚染米が検出され、1年半が経過する現在においてもその原因が究明されておられません。このような現状下での平成27年度の米の作付再開には大きなマイナスとなっています。

汚染米の原因を究明し、情報公開をすることにより生産者と消費者に理解が得られ、その対策を講ずることによって、風評被害が払拭できるものと考えます。また、このことは放射能への不安から県内外に避難している若い世代の帰還への大きな判断要因となるものです。

こうした中で昨年11月に原子力規制委員会は、汚染米は平成25年8月の福島第一原子力発電所3号機の瓦れき撤去に伴う飛散によるものではないと発表しましたが、あらゆる可能性について多方面からの検証をしたものではなく、降下したセシウム量を推定し、南相馬市への量は少なかったことのみを前提としていると見られます。

農林水産省を初め、政府内の関係機関による科学的な検証をされ、納得できる原因究明と説明が必要であり、南相馬市は今後数十年にわたって、事故原発の廃炉作業を見守って行かざるを得ません。

また、今回さらに明らかになった、建屋屋上の汚染水の海への垂れ流しを隠し続けることなどは絶対に許すことはできません。

以上のことから、南相馬市議会は政府に対し下記事項の実現を強く求めます。

記

- (1) 汚染米についての原子力規制委員会発表を再検証すること。
- (2) 農林水産省などの政府機関が責任を持って原因究明に当たること。
- (3) 原発事故による被害については、原因者負担の原則を貫くこと。
- (4) 事故処理、廃炉作業に当たっては情報公開の徹底や外部の英

知も集約できる体制づくりと正しい住民への説明など、市民が安全を確信して安心して生活ができるルールを確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年3月25日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
文部科学大臣	様
農林水産大臣	様
経済産業大臣	様
環境大臣	様
復興大臣	様
原子力規制委員会委員長	様